

奈良県告示第二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和四年十二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
西野歯科医院	大和郡山市小泉町八八―三	令和四年十一月二十一日